

# 地域限定保育士について

地域限定保育士について、令和3年度末までに全国展開に関する法制上の整理を含めて検討し、結論を得ることとされており、現在検討を行っているところ。

## 地域限定保育士の創設

- 地域限定保育士は、保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与するもの。
- 当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。
- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）において措置

※令和3年度においては神奈川県及び大阪府において実施

## 多様な主体による地域限定保育士試験の実施

- 地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とするもの。
- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）において措置

※令和3年度においては神奈川県において実施

## 成長戦略フォローアップ（令和3年6月26日閣議決定）（抄）

### （「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施）

- 保育士不足解消のため、登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、法制上の整理を含め2021年度中に検討し、結論を得る。

# 保育士試験合格者推移（特例免除合格者除く）

（単位：人）

